

クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託 入札説明書

目 次

- 1 調達内容
- 2 競争参加資格
- 3 入札参加申込書兼技術資料の提出期間等
- 4 関連資料の閲覧
- 5 調達仕様書等に対する質問及び回答
- 6 入札及び開札の日時並びに場所
- 7 入札保証金
- 8 入札方法等
- 9 入札の無効
- 10 落札者の決定方法
- 11 入札説明会の日時及び場所等
- 12 プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施
- 13 予定価格
- 14 入札又は開札の中止
- 15 特定の不法行為に対する措置
- 16 契約書作成の要否
- 17 契約保証金
- 18 支払条件
- 19 その他

●別記「総合落札方式に関する事項」

別紙 1 提案書記載項目一覧

別紙 2 プレゼンテーション項目

別紙 3 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

別紙 4 プレゼンテーション実施概要

別表 共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い

● 入札説明書様式

- 様式 1 入札参加申込書兼技術資料
- 様式 2 入札保証金納付方法申請書
- 様式 3 - 1 入札書
- 様式 3 - 2 委託業務費内訳書
- 様式 4 - 1 誓約書
- 様式 4 - 2 資料閲覧者名簿
- 様式 5 質問書
- 様式 6 入札辞退届
- 様式 7 事後審査に係る書類
- 様式 8 入札説明会参加申込書
- 別添 1 契約書（案）
- 別添 2 契約約款（案）

● クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託調達仕様書

- 別紙 1 全体構成図
- 別紙 2 機能要件
- 別紙 3 業務機能要件
- 別紙 4 データ一覧

● クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託落札者決定基準

● クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託提案書作成要領

- 別紙 1 提案書記載項目一覧
- 様式 1 提案書（表紙）
- 様式 2 機能要件一覧

クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託について、事後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）を令和7年7月1日発行愛知県公報第618号公告により次のとおり実施します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託調達仕様書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和13年3月31日（月）まで

(4) 納入場所

愛知県企業庁水道部水道事業課（名古屋市中区三の丸三丁目1－2）

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書兼技術資料の提出日から落札決定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

(3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「08. コンピュータサービス」に登録されている者であること。なお、当該名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、6(3)の時間までに当該名簿に登録されること。

(4) 入札参加申込書兼技術資料の提出日から落札決定の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 本調達において導入を予定している、水道、工業用水道若しくは下水道事業の管路に関わる地理情報システム（GIS）を、過去10年間（平成27年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日まで。）に完了・引渡した実績を有すること。

3 入札参加申込書兼技術資料の提出期間等

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加申込書兼技術資料（技術資料（加算点申告表）及び加算点算出チェックリストを含む。）を次のとおり提出しなければなりません。

なお、2(3)に掲げる競争入札に参加する資格を有していない者（物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）大分類「03.役務の提供等」のうち中分類「08.コンピュータサービス」に登録されていない者）も、入札参加申込書兼技術資料を提出することができます。この場合にあっては、開札時において、2(3)に掲げる要件を満たしていることを条件とします。

- (2) 期限までに入札参加申込書兼技術資料を提出していない者は、入札に参加することができません。

ア 提出期間

令和7年7月1日（火）午前9時から令和7年7月22日（火）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

イ 提出方法

(ア) 入札参加申込書兼技術資料（様式1）

郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、電子メール又は持参により提出してください。郵送による場合は、アの期間中に、ウの場所に必着とします。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、19(4)のとおりです。（以下同じ。）

(イ) 提案書

郵送又は持参により提出してください。郵送による場合は、アの期間中に、ウの場所に必着とします。なお、電子メールによる提出は不可とします。

ウ 提出場所

愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

電話 052-954-6671（ダイヤルイン）

E-mail : kigyo-somu@pref.aichi.lg.jp

エ 提出書類及び提出部数

(ア) 入札参加申込書兼技術資料（様式1） 1部

(イ) 提案書 4部

4 関連資料の閲覧

(1) 関連資料の閲覧を希望する場合は、次の方法によること。

(2) 閲覧申請

誓約書（様式４－１）及び資料閲覧者名簿（様式４－２）を愛知県企業庁管理部総務課契約グループ（３(2)ウに同じ。）に電子メール又は持参により閲覧希望日の２日前までに提出してください。

(3) 申請受付期間

令和７年７月１日（火）午前９時から令和７年９月３日（水）午後５時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とします。

なお、持参する場合は、上記期間の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とします。

(4) 閲覧期間及び閲覧方法

令和７年７月１日（火）午前９時から令和７年９月３日（水）午後５時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とします。ただし、令和７年７月２３日（水）以降は、入札参加申込書兼技術資料及び提案書を、３(2)アの期限内に提出した者に限ります。

愛知県企業庁管理部総務課契約グループが指定する資料閲覧の場所、日時、方法等に従うこと。

(5) 閲覧できる資料

- ・管路点検様式（調達仕様書第２章第４節関連）
- ・愛知県情報セキュリティポリシー（調達仕様書第３章第４節関連）

5 調達仕様書等に対する質問及び回答

(1) 調達仕様書等に対する質問は、次のとおり文書（愛知県企業庁長宛てとし、代表者名によるもの。様式５）を郵送、信書便、電子メール又は持参により(3)の期間中に、３(2)ウの場所に必着で提出してください。

(2) 受付場所

３(2)ウに同じ。

(3) 受付期間

令和７年７月２日（水）午前９時から令和７年８月25日（月）午後５時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とします。

(4) 回答方法

県ホームページに掲載します。

ホーム>分類からさがす>しごと・産業>入札・契約・公売情報>物品等入札公告
<https://www.pref.aichi.jp/life/5/19/65/>

(5) 閲覧期間

令和7年7月2日（水）午前9時から令和7年9月3日（水）午後5時まで

(6) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外（FAX等）での質問は受け付けません。

6 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 入札期間及び場所

令和7年9月2日（火）午前9時から令和7年9月3日（水）午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

愛知県企業庁管理部総務課

(2) 入札書（様式3-1）及び委託業務費内訳書（様式3-2）の提出方法

郵送又は持参により提出してください。郵送による場合は、(1)の期間中に、3(2)ウの場所に必着とします。なお、電子メールによる提出は不可とします。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年9月4日（木） 午前10時

愛知県企業庁管理部総務課

(4) 開札の立ち会い

開札においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととします。

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。）第162条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を納めなければなりません。

(2) 入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除されます。（財務規程第161条の規定による免除）

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 政令第167条の5の規定により企業庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断して（※）その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※「過去の実績から判断して」とは、過去10年間（平成27年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日まで）に国、地方公共団体又は特殊法人等に、本調達において導入を予定している、クラウドシステムを利用した管路情報システムを、納入した実績が1件以上ある場合を指します。

(3) 入札保証金等の納付又は免除の申請を行う者は、3(1)入札参加申込書兼技術資料の提出時に併せて愛知県企業庁管理部総務課契約グループに入札保証金納付方法申請書（様式2）を提出して下さい。入札保証金等の納付を行う場合は後日、納付の方法を示すので、これに従い6(1)の日時までに納付してください。

(4) 落札者が(3)により納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができ

ます。

- (5) 入札保証金等の納付がなく、入札保証金が免除される者であることを確認できない場合は、その者は入札に参加できません。また、その者が行った入札は無効となります。さらに、落札決定後に、この落札者の行った入札が無効であることが確認された場合は、落札決定を取り消します。

8 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、1部提出すること。
- (2) 提出後は、返還、引き換え（部分的な差し替えを含む。）、変更又は取り消しすることはできません。
- (3) 入札の回数は、1回とします。入札書に併せて必ず委託業務費内訳書を提出してください。
- (4) 入札辞退届（様式6）により、入札を辞退することができます。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

9 入札の無効

- (1) 財務規程第159条（入札の無効）の規定に該当する入札、確認書類等に虚偽の記載をした者のした入札又は愛知県建設工事関係入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。
- (2) 13に示す予定価格について、総額、システム構築費及び運用保守費の何れかの予定価格を上回った金額を入札した者は、無効とします。
- (3) 業務委託内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、業務委託名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

10 落札者の決定方法

- (1) 13に示す予定価格の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とします。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、以下のとおり落札者を決定します。

ア 入札者それぞれの価格点及び提案書の内容による評価点（以下「技術点」という。）が異なる場合
技術点が高い者を落札者とします。

イ 入札者それぞれの価格点及び技術点が同じ場合

当該の者によるくじにより落札者を決定します。

この場合において、当該者のくじを引かない者があるときは、入札執行に関係ない県職員による代理によりくじを引くこととします。

- (2) 落札候補者は、開札日から起算して2日以内に事後審査に必要な書類（様式7。審査に必要な添付資料を含む。）を郵送、信書便、電子メール又は持参により、提出期間内必着で提出しなければなりません。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

3(2)ウに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は、(2)の「開札日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の取扱いとします。

エ 技術資料の審査については、別記「総合評価落札方式に関する事項」2(7)のとおりとします。

オ その他

(7)提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(4)提出された書類は申請者に返却しません。なお、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記した書面を郵送、信書便、電子メール又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に書面で回答します。

- (4) 審査結果は、落札者決定後、全ての評価対象者（入札参加申込書兼技術資料、提案書及び入札書をそれぞれの定められた期限までに提出した者）に対して、各自の評価点、落札者名及び落札者の評価点を通知します。

11 入札説明会の日時及び場所等

- (1) 日時

令和7年7月7日（月） 午後2時

- (2) 場所

愛知県自治センター11階 大会議室（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）

(3) 参加条件

ア 参加人数

各事業者 2 名まで

イ 参加方法

令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 3 時までに様式 8 を郵送、信書便、電子メール又は持参により提出してください。郵送による場合は、上記の期限までに、ウの場所に必着とします。

ウ 提出場所

愛知県企業水道事業課業務・送水グループ

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（郵便番号 460－8501）

電話 052-954-6684（ダイヤルイン）

E-mail : kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

エ その他

参加人数が想定を上回った場合、午後 2 時と午後 4 時の 2 回に分けて開催します。午後 4 時の会への出席をお願いする参加者には、令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時までに様式 8 に記載された連絡先まで連絡します。

12 プレゼンテーションの実施

評価期間中に、別に指定する場所において、提案内容についてプレゼンテーションを行います。なお、実施日時及び場所等の詳細については、入札参加申込書兼技術資料及び提案書の提出者に別途通知します。

13 予定価格

金 94,182,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 8,562,000 円）

うち、システム構築費 金 49,236,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 4,476,000 円）

運用保守費 金 44,946,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 4,086,000 円）

14 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。ここで言う入札又は開札とは、落札者決定までの一連の行為を示すものとし、中止になった場合における入札参加者の損害は、入札参加者の負担とします。

15 特定の不法行為に対する措置

(1) 本件契約に関し、談合、贈賄等不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。

(2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに

に警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

16 契約書作成の要否

要

17 契約保証金

- (1) 落札者は、財務規程第132条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、財務規程第133条第1項の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されます。
- (3) 契約保証金の納付は、財務規程第134条第1項の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- (4) 財務規程第133条第3号（政令第167条の5の規定により企業庁長が定める資格を有する者で、その者が「過去の実績から判断して」契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）の規定により契約保証金納付の免除を受けようとする者に対しては、免除事由に該当することを証する書面の提出を求める場合があります。
なお、「過去の実績から判断して」とは、7(2)イの内容と同様とします。

18 支払条件

別添1 契約書（案）の規定によります。

19 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨に限ります。
- (2) 入札参加者は、入札説明書及び愛知県建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、愛知県会計局指名停止取扱要領及び

愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (4) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15M b 以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。
- (5) 提出書類の記載内容が不明確で本件調達の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (6) この入札説明書の交付を受けた者は、愛知県から提供を受けた本調達案件に係る文書等について、第三者に漏らすことを禁ずるとともに、記載内容の無断転載を禁止し、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはなりません。
- (7) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約を希望する場合は（様式9）電子契約利用申込書により、入札保証金納付方法申請書（様式2）提出時に併せて提出してください。
- (8) 事後審査の対象となる企業の技術力に関する事項及び配置予定技術者の能力に関する事項に関しては、別記「総合評価落札方式に関する事項」の各注意事項を留意ください。
- (9) 問い合わせ先（関連情報を入手するための照会窓口）
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460－8501）
 - ア 入札参加資格及び入札参加申込全般に関する事項
愛知県企業庁管理部総務課契約グループ
電話 052-954-6671（ダイヤルイン）
 - イ 調達仕様書及び提案書作成に関する事項
愛知県企業庁水道部水道事業課業務・送水グループ
電話 052-954-6684（ダイヤルイン）